

議案第27号

三朝町産業振興審議会設置条例の廃止について

次のとおり三朝町産業振興審議会設置条例を廃止することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年3月3日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町産業振興審議会設置条例を廃止する条例

三朝町産業振興審議会設置条例（昭和62年三朝町条例第17号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
別表（第2条、第6条関係）	別表（第2条、第6条関係）

区分	報酬の額	内国旅行の旅費
略		三朝町町長等の給
略	日額 5,000円(職	与及び旅費に關す
三朝町	務を行う時間が4	る条例(昭和45年
都市計	時間以内の場合に	三朝町条例第5
画審議	あつては3,000円)	号)に規定する旅
会委員		費の例による。
三朝町		
温泉運		
営委員		
会委員		
略		
略		
略		

区分	報酬の額	内国旅行の旅費
略		三朝町町長等の給
略	日額 5,000円(職	与及び旅費に關す
三朝町	務を行う時間が4	る条例(昭和45年
都市計	時間以内の場合に	三朝町条例第5
画審議	あつては3,000円)	号)に規定する旅
会委員		費の例による。
三朝町		
産業振		
興審議		
会委員		
三朝町		
温泉運		
営委員		
会委員		
略		
略		
略		